

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から6月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

※本給付金は差押禁止等及び非課税の対象となります。

給付金の支給時期

村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～6月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

村から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和5年6月1日時点で檜原村に住民登録がある世帯に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限：令和5年10月31日（火）まで

令和5年6月1日時点で檜原村に住民登録がある場合、申請してください。

【申請書配布先】福祉けんこう課

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から檜原村にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、村から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書」が届きます。
- 必要事項を記入の上、**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に檜原村福祉けんこう課の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに福祉けんこう課の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付金を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、檜原村役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

檜原村福祉けんこう課福祉係

042-598-3121

受付時間 平日8:30~17:15